

様式第18号（第2条関係）

診療用엑クス線装置設置届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市保健所長

住 所  
 管理者 氏 名  
 電 話

次のとおり診療用엑クス線装置を設置したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定に基づき届け出ます。

病院又は診療所の名称及び所在地					
엑クス線装置		製作者名	型式	台数	
엑クス線高電圧発生装置の定格出力		連続	kV mA		
		短時間	kV mA	min	
		蓄放式	kV $\mu$ F		
엑クス線装置の엑クス線管の容器及び照射筒の利用線錘以外の엑クス線量に関する構造設備の概要	定格管電圧50kV以下の治療用엑クス線装置	接触可能表面から5cmの距離において空気カーマ率1.0mGy/時		以下・超	
	定格管電圧50kV超の治療用엑クス線装置	焦点から1mの距離において空気カーマ率10mGy/時		以下・超	
		接触可能表面から5cmの距離において空気カーマ率300mGy/時		以下・超	
	定格管電圧125kV以下の口内法撮影用엑クス線装置	焦点から1mの距離において空気カーマ率0.25mGy/時		以下・超	
	上記以外の엑クス線装置	焦点から1mの距離において空気カーマ率1.0mGy/時		以下・超	
	コンデンサ式엑クス線高電圧装置	接触可能表面から5cmの距離において空気カーマ率20mGy/時		以下・超	
	付加る過板	定格管電圧70kV以下の口内法撮影用엑クス線装置	アルミニウム当量1.5mm		以上・未満
		定格管電圧50kV以下の乳房撮影用엑クス線装置	アルミニウム当量0.5mm		以上・未満
			モリブデン当量0.03mm		以上・未満
	輸血用血液照射엑クス線装置、治療用엑クス線装置及び上記以外の엑クス線装置	アルミニウム当量2.5mm		以上・未満	
透視用엑クス線装置	透視中の患者への入射線量率	患者の入射面の利用線錘の中心における空気カーマ率50mGy/分(高線量率透視制御装置があるものは空気カーマ率125mGy/分)		以下・超	

	警告音を発する機能付きの透視時間積算タイマー	有 ・ 無	
	焦点皮膚間隔離装置又は照射防止インターロック	有 ・ 無	
	エックス線照射野の絞り装置	有 ・ 無	
	蛍光板等の受像器の通過エックス線	接触可能表面から10cmの距離において空気カーマ率150 $\mu$ Gy /時	以下・超
	最大照射野を3.0cm超える部分の通過エックス線	接触可能表面から10cmの距離において空気カーマ率150 $\mu$ Gy /時	以下・超
	被照射体周囲のエックス線遮へい装置	有 ・ 無	
撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)	エックス線照射野の絞り装置	有 ・ 無	
	定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離15cm	以上 ・ 未満
	定格管電圧70kV超の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離20cm	以上 ・ 未満
	歯科用パノラマ断層撮影装置	焦点皮膚間距離15cm	以上 ・ 未満
	移動型及び携帯型エックス線装置	焦点皮膚間距離20cm	以上 ・ 未満
	上記以外のエックス線装置	焦点皮膚間距離45cm	以上 ・ 未満
	移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置	焦点及び患者から2m以上離れた位置において操作できる構造	有 ・ 無
胸部集検用間接撮影エックス線装置	<sup>すい</sup> 角錐型照射機能及びエックス線照射野の絞り装置	有 ・ 無	
	受像器の一次防護遮へい体	接触可能表面から10cmの距離において1ばく射につき空気カーマ率1.0 $\mu$ Gy	以下 ・ 超
	被照射体周囲の箱状遮へい物	有 ・ 無	以下 ・ 超 (理由)
治療用エックス線装置(近接照射装置を除く。)	ろ過板が引き抜かれたときのエックス線発生を遮断するインターロック	有 ・ 無	
エックス線診療室のエックス線障	天井、床及び周囲の画壁の遮へい措置	有 ・ 無 (理由)	
	操作室(場所)と診療室の区分	有 ・ 無 (理由)	

害の防止に関する構造設備の概要	診 療 室 の 標 識		有 ・ 無	
	使 用 中 の 表 示		有 ・ 無	
エックス線診療室の エックス線障害防止に関する 予防措置の概要	注 意 事 項 の 掲 示		有 ・ 無	
	管 理 区 域 の 設 定		有 ・ 無	
	管 理 区 域 の 標 識		有 ・ 無	
	管 理 区 域 の 立 入 り の 制 限 措 置		有 ・ 無	
	敷地内居住区域及び敷地の境界における線量を限度以下とする措置		有 ・ 無	
	入院患者の被ばく防止措置		有 ・ 無	
	放射線診療従事者等の被ばく防止措置		有 ・ 無	
エックス線診療に従事する者の氏名等	放射線診療従事者等の被ばく線量測定器		有 ・ 無 (理由)	
	氏 名	免許番号	医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の別	エックス線診療に関する経歴
設 置 年 月 日			年 月 日	